



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

98.11.19 No. 4881

## 戦争法案を廃案へ、怒りのデモを！

# もう一押し！ 11・29国会闘争に立ちよう！

来年、99年を「たたかう労働組合の全国ネットワークづくりの大発展の年とする」ことを誓いあつた十一・八集会で、当面の最重要課題として、新安保ガイドライン・関連法案の成立阻止を確認した。

関連法をめぐる情勢は、クリントン・小渕会談での「早期成立」の確認など、極めて緊張している。

この法案は、繰り返し強調しているように、憲法を反古にし、自衛隊の海外派兵を認め、労働者を全面的に戦争に動員するという文字通りの戦争立法である。絶対に許してはならない。臨時国会だろうと、通常国会だろうと戦争への道は断たねばならない。

闘いを継続すること、積み重ねること自体が情勢を変える一つの力である。

マスコミ等の報道からも伝わってきているように、闘う沖縄県民は、知事選での惜敗をのりこえて、「基地撤去」「基地も戦争もない未来のために」と、決意を新たに、次なるたたかいに進んでいる。われわれは、この沖縄県民のしたたかな決意と心意気に連帯し、共に戦争法案を廃案に追い込むため、奮闘しようではないか。

「十一・二九」国会闘争に立ちよう。

とき、  
11月29日(日) 正午  
ばしよ、  
日比谷野音。

### 諸手当改善要求(総連合)

1. 自動車等で通勤する社員に対する通勤手当の支給額を次のとおり改訂すること。

(1) 5km未満の場合	月額 3,000円
(2) 5km以上10km未満の場合	月額 5,500円
(3) 10km以上15km未満の場合	月額 8,000円
(4) 15km以上20km未満の場合	月額 11,000円
(5) 20km以上25km未満の場合	月額 14,000円
(6) 25km以上30km未満の場合	月額 17,000円
(7) 30km以上35km未満の場合	月額 20,000円
(8) 35km以上40km未満の場合	月額 23,000円
(9) 40km以上の場合	月額 26,000円

2. 職務手当の支給額を次のとおり改訂すること。

(1) 賃金規程別表17の番号4	
① 指導員	12,000円
② 交番担当	12,000円
③ 指導操縦者	10,000円
④ 車掌見習の指導者	7,000円

(2) 《略》

3. 技能手当の支給額を次のとおり改訂すること。

(1) 賃金規程別表18の番号1~9及び11~20	
現行1,500円の資格を2,500円に	
現行2,000円の資格を3,000円に	
現行2,500円の資格を4,000円に	
現行3,000円の資格を4,500円に	
現行4,000円の資格を6,000円に	
(2) 賃金規程別表18の番号10、別表19	
別表19の「点数」を次のとおり「支給額」とし、別表18の番号10(1)(2)「資格別に定めた点数の合計…」を「資格別に定めた支給額の合計額」とする。	
現行点数3の資格を支給額3,000円に	
現行点数2の資格を支給額2,500円に	
現行点数0.5及び1の資格を支給額2,000円に	

## 諸手当の改善 かちとろう！

11月18日動労総連合は、JR東日本に改善要求を提出した。  
団結の力で組合要求の実現をかちとろう！

● ●  
千葉機関区  
新小岩派出  
11月25日(水) 15時

JR貨物の年末手当格差回答粉砕！  
11・25緊急行動！

4. 特殊勤務手当の支給額を次のとおり改訂すること

(1) 高所作業手当

① 支給範囲について「社員が、地上または水面から5m以上の足場不安定な高所または低所での作業に従事した場合、もしくは胴綱又は腰綱を使用して行う作業、宙乗り方法で行う架空ケーブルの保守作業に従事した場合」とすること

② 支給額については、

一日につき500円

一日の作業が2時間未満の場合は350円

(2) 乗務員手当

① 深夜額(A) 深夜乗務1時間につき 350円

② 深夜額(B) 一回につき 2,000円

③ 時間額 本線乗務 1時間につき 500円  
入換乗務 1時間につき 200円  
上記以外の場 1時間につき 300円  
その他 1時間につき 200円  
ワンマン加給 300円

④ キロ額 運転操縦業務 1kmにつき 5円  
上記以外の場合 1kmにつき 3円  
ワンマン加給 上記に3円を加える

⑤ 構内入換作業

深夜額(A) 深夜帯の勤務1時間につき 250円

乗務加給 入換乗務時間1時間につき 200円

⑥ 行先地手当 1時間につき 1,500円

⑦ 動力車乗務員の諸手当の体系が、旅客列車の本線乗務を前提としたものとなっているため、この間のJR貨物との受委託解消に伴う工臨・レール輸送等の行路に乗務した場合、その負担にも係わらず手当が大幅に減少してしまうという矛盾が発生しているため、次のような「仕業加給」制度を新設すること。

「会社が指定した行路について、あらかじめ定められた勤務の労働時間に、A単価に10/100を乗じた額を支給する」

⑧ 2車種以上に乗務する社員を対象とした手当を新設し、当該月にEC、EL、DC、DLのうち2車種以上に乗務する場合、月額3,000円を支給すること。

(3) 上記以外の特殊勤務手当について、各手当を30%程度引き上げること。

(4) 次の特殊勤務手当を新設すること。

① 2車種以上の検査・修繕に携わる社員を対象とした手当を新設し、当該月にEC、EL、DC、DLのうち2車種以上の検査・修繕に携わった場合、月額3,000円を支給すること。

② 「汚損作業手当」を新設し、検修下回り作業等の汚損作業に対し、1回につき250円を支給すること。

③ 「教育指導手当」を新設し、新規採用者の配属や転勤、職場異動等によって、マン・ツー・マンで実務指導を行う場合、一日につき300円を支給すること。

5. 割増手当の各単価を次のとおり改訂すること。

(1) B単価 150/100

(2) C単価 50/100

(3) D単価 150/100

6. 緊急呼出手当の支給額を次のとおり改訂すること

(1) 深夜帯 5,000円

(2) 20時から22時又は5時から7時 4,000円

(3) 前記以外の時間帯 3,000円

7. 別居手当の支給額を次のとおり改訂すること。

(1) 配偶者の居住地から新勤務箇所までの距離又は所用時間が、50km以上又は1時間以上あり、かつ配偶者の居住地から社員の居住地までの距離が25km以上ある場合、月額35,000円

8. 旅費について次のとおり改訂すること。

(1) 日当の支給基準を、「一日の路程又は一旅行の路程が50km以上かつ一日2時間以上」とすること

(2) 日当の支給額を次のとおりとすること。

① 旅費規程別表3 遠距離 500円  
近距離 1,000円

② 旅費規程別表4 所管内 500円  
所管外 1,000円

③ 旅費規程別表5 500円

(3) その他の日当及び宿泊料について、30%程度の引き上げを行うこと。

9. 「出向手当」を新設し、55歳以上の社員が出向する場合は月額30,000円、それ以外の社員が出向する場合は月額20,000円を支給すること。

10. 「年末年始手当」を新設し、12月30日から1月3日の間に勤務した場合、1日につき5,000円を支給すること。

11. 住宅援助金制度について、所有住宅援助金の給付額を60,000円とすること。ただし、新築・購入から5年を経過するまでは90,000円とすること。また、賃貸住宅援助金についても改善を図ること。